

非常勤職員（期間業務職員）の募集について

九州管区行政評価局では、行政相談業務の補助及び年金記録訂正関連業務に関する事務等を行う非常勤職員（調査員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職務内容	1 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること 2 行政相談課等が対応する年金記録訂正関連業務に関する事務 3 その他任命権者が指示する事項
募集人員	1人(熊本)
募集対象	以下のいずれかの条件を満たしている方 1 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員としての在職期間を7年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が調査員としての職務に直接役立つと認められる者 2 年金記録確認第三者委員会事務室において、調査員としての実務経験をおおむね1年以上有する者 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
勤務時間	8時30分から17時15分まで(土・日、休日を除く。)、休憩時間60分
勤務地	熊本行政評価事務所(所在地: 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階)
雇用期間	令和7年12月1日から8年3月31日まで 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	○日給: 12,680円 ○期末・勤勉手当: 当方規程による。※ ※令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給はありません。 一定条件を満たし、令和8年度に再採用された場合、令和8年6月期以降から支給されます。
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(ただし、当方規程による)
退職手当	有(一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。) 社会保険(国家公務員共済組合制度(短期給付)が一定条件下で適用されます。)
住宅	無、住居手当: 有(当方規程による)
応募方法	履歴書(写真貼付)、職務経歴書に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール(ファイル形式はPDFとします)により、 令和7年10月10日(金)必着 で提出願います。 また、郵送又は電子メールの送付前に下記連絡先宛にご連絡ください。(応募状況によって募集を締め切らせていただく場合があります) 応募に当たり、①郵送の場合は封筒に、②電子メールの場合は件名に、 調査員応募 と記載してください。 書類選考の上、通過者には面接日時等を連絡いたします。書類選考を通過されなかった方にはその旨ご連絡いたします(郵送応募者の履歴書はお返しいたします)。
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績等が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。 一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度(長期給付)が適用されます。

応募書類の送付先

- 郵送
〒860-0047
熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
熊本行政評価事務所
- 電子メール
ksy08@soumu.go.jp

連絡先

熊本行政評価事務所
電話：096-324-1662